

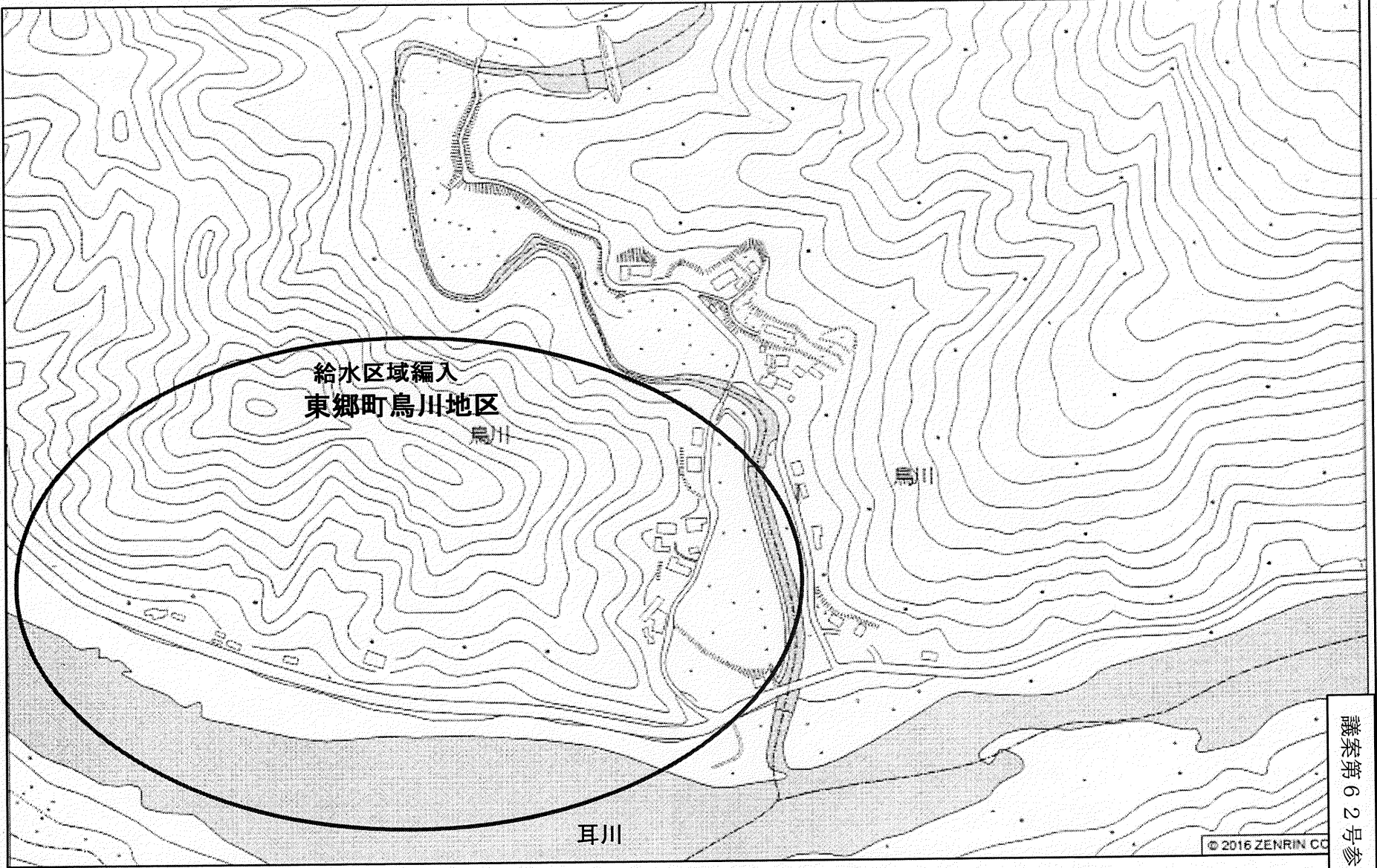
平成29年

第6回 日向市議会(定例会)

議案参考

8月25日

日向市



災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材の仕様概要

1. 災害対応特殊救急自動車主要諸元

車両型式	高規格救急車
エンジン	ガソリンエンジン 検定出力 150ps 以上
車両寸法	全長 5.7m以下 全高 2.55m以下
駆動方式	4輪駆動式(4WD)

3. その他

法令等で定めるものの他、救急車両及び現場活動に必要な
艀装・取付・その他積載品

2. 主な高度救命処置用資機材

- (1) 気道確保用資機材一式
- (2) ビデオ硬性挿管用喉頭鏡
- (3) 自動体外式除細動器
- (4) 輸液ポンプ
- (5) 輸液用資器材
- (6) 血中酸素飽和度測定器
- (7) 心電計及び自動体外式除細動器 一体型
- (8) ETC・ドライブレコーダー
- (9) 血糖値測定器
- (10) 自動式心マッサージ器
- (11) 陰圧式固定具
- (12) 防振ベット

新庁舎建設工事の工事請負契約の変更について<新庁舎建設課>

■変更の理由

公共工事設計労務単価が、平成29年3月1日に改定されたことに伴い、国及び県がそれぞれの工事請負契約約款第25条第6項、いわゆる「インフレスライド条項」の適用を決定したことを踏まえ、本市においても、インフレスライド条項を適用することとした。

この適用により、建築主体工事、電気設備工事、空調・換気設備工事の各受注者から、請負代金変更の請求を受けたことから、3件の工事請負契約の変更を行うものである。

■変更概要

今回、工事請負契約の変更を行う3件の工事において、各々定めるインフレスライド条項の適用基準日以降の残工事費について、市場の実態を的確に工事請負費に反映させるものである。

○日向市工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

■工事請負費の増額

工 種	変更前契約額(円)	増額（インフレスライド額） (円)	増額幅 (%)
建築主体工事	3,162,120,120	8,789,040	0.28%
電気設備工事	474,116,760	2,525,040	0.53%
空調・換気設備工事	579,506,400	3,067,200	0.53%
給排水衛生設備工事	174,765,600	0	0%
合計	4,390,508,880	14,381,280	0.33%

■インフレスライドについて（契約約款第25条第6項）

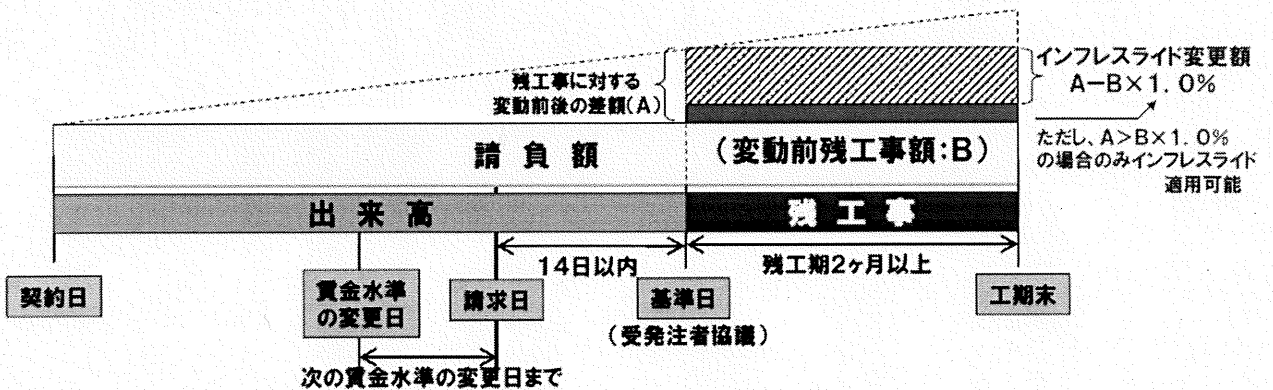
価格変動が・・・

○通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担。

○通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目	インフレスライド（契約約款第25条第6項）	
適用対象工事	すべての工事 ただし、基準日以降、 <u>残工事が2ヶ月以上ある工事</u> (国通達時点で継続中の工事及び新規契約工事)	
請負額変更の方法	対象	国通達に基づき、賃金水準の変更がなされた日以降の基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	<u>残工事費の1.0%</u> (契約約款第29条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最少限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。)
	再スライド	可能 (国通達に基づき、賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)
これまでの事例	昭和49年に運用通知（第一次石油危機当時） 平成24年2月に運用通知（東日本大震災） 平成29年2月に運用通知	

■インフレスライド対象（変更）額のイメージ



1. 件名 工事請負契約の変更について
2. 契約の目的 日向市新庁舎建設事業 建築主体工事
3. 工事場所 日向市本町10番5号
4. 工期 平成27年12月21日から平成29年12月20日まで
5. 概要
- | | |
|------|-----------------------|
| 構造 | 基礎免震+鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 |
| 規模 | 地上4階+塔屋1階 |
| 延床面積 | 11,573 m ² |
6. 変更理由 公共工事設計労務単価が、平成29年3月1日に改定されたことに伴い、国及び県がそれぞれの工事請負契約約款第25条第6項（以下「インフレスライド条項」という。）の適用を決定したことを踏まえ、本市においても、インフレスライド条項を適用することとし、工事請負契約の変更を行うものである。
7. 変更概要 本工事におけるインフレスライド条項の適用基準日（平成29年7月21日）以降の残工事について、市場の実態を的確に工事請負費に反映させるものである。

1. 件 名 工事請負契約の変更について
2. 契約の目的 日向市新庁舎建設事業 電気設備工事
3. 工事場所 日向市本町10番5号
4. 工 期 平成27年12月21日から平成29年12月20日まで
5. 概 要 ①電灯設備工事、②動力設備工事、③雷保護設備工事、④受変電設備工事、⑤発電設備工事
⑥構内情報通信網設備工事、⑦構内交換設備工事、⑧拡声設備工事、⑨誘導支援設備工事
⑩テレビ共同受信設備工事、⑪監視カメラ配管設備工事、⑫入退出管理配管設備工事
⑬火災報知設備工事、⑭映像音響設備工事、⑮屋外設備工事
6. 変更理由 公共工事設計労務単価が、平成29年3月1日に改定されたことに伴い、国及び県がそれぞれの工事請負契約約款第25条第6項（以下「インフレスライド条項」という。）の適用を決定したことを踏まえ、本市においても、インフレスライド条項を適用することとし、工事請負契約の変更を行うものである。
7. 変更概要 本工事におけるインフレスライド条項の適用基準日（平成29年7月7日）以降の残工事について、市場の実態を的確に工事請負費に反映させるものである。

- 6
1. 件名 工事請負契約の変更について
 2. 契約の目的 日向市新庁舎建設事業 空調・換気設備工事
 3. 工事場所 日向市本町10番5号
 4. 工期 平成27年12月21日から平成29年12月20日まで
 5. 概要 ①空調設備工事、②換気設備工事、③自動制御設備工事
 6. 変更理由 公共工事設計労務単価が、平成29年3月1日に改定されたことに伴い、国及び県がそれぞれの工事請負契約約款第25条第6項（以下「インフレスライド条項」という。）の適用を決定したことを踏まえ、本市においても、インフレスライド条項を適用することとし、工事請負契約の変更を行うものである。
 7. 変更概要 本工事におけるインフレスライド条項の適用基準日（平成29年7月3日）以降の残工事について、市場の実態を的確に工事請負費に反映させるものである。

○地方自治法

(旧慣による公有財産の使用)

第 238 条の 6 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

【旧慣による使用権とは】

住民は、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有するが、市制・町村制施行以前から、市町村有の公有財産について特別の使用権を有している住民に対し、これを認めている旧来の慣行による土地の使用権。

【当該公有財産について】

1 土地の表示

- | | | |
|-------------------------|----|-----------------------|
| ① 日向市東郷町山陰字落鹿甲 442 番 1 | 山林 | 28,435 m ² |
| ② 日向市東郷町山陰字落鹿甲 442 番 36 | 山林 | 2,070 m ² |
| ③ 日向市東郷町山陰字落鹿甲 442 番 37 | 山林 | 265 m ² |

※国土調査時に譲渡を予定して分筆を行っている。

2 旧慣による使用内容

- | | |
|----------|--------|
| (1) 関係地区 | ①～③寺迫区 |
| (2) 使用内容 | ①～③採草地 |

3 廃止理由

- ① 使用者が旧慣による使用を放棄することに伴い、旧慣による使用を廃止する。
- ② 旧慣による使用者に譲渡するため、旧慣による使用を廃止する。
- ③ 使用者が旧慣による使用を放棄することに伴い、旧慣による使用を廃止する。

【旧東郷村議会での議決】

①～③の土地

・大正 15 年 6 月 17 日 大字山陰村寺迫門中持 惣代 黒木 元治より東郷村へ所有権移転。

「関係部落民に永久無償で採草を認め立木利用の場合収入高の百分の 97 を区の所得とし百分の 3 を村の所得とす而して本地は永久右条件とす」条件が付帯されているとのこと。

字	地番	地目	附帯条件
落鹿	甲 442-1	原野	採草地として関係部落民に永久無償で採草を認め立木利用の場合収入高の百分の 97 を寺迫区の所得とし百分の 3 を村の所得とす而して本地は永久右条件とす

・平成 5 年 11 月 22 日 国土調査により甲 442 番 36 と甲 442 番 37 を分筆。

○地方自治法
 (旧慣による公有財産の使用)
 第 238 条の 6 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

【旧慣による使用権とは】

住民は、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有するが、市制・町村制施行以前から、市町村有の公有財産について特別の使用権を有している住民に対し、これを認めている旧来の慣行による土地の使用権。

【当該公有財産について】

1 土地の表示

日向市東郷町山陰字間溝乙 542 番 25 原野 272 m²

※国土調査時に譲渡を予定して分筆を行っている。

2 旧慣による使用内容

(1) 関係地区 福瀬区

(2) 使用内容 採草地

3 廃止理由

隣接地の所有者に譲渡するため、旧慣による使用を廃止する。

【旧東郷村議会での議決】

・昭和 8 年 3 月 31 日議決 議案第 34 号

部落有財産処分に関する件

本村寺迫外 6 門の所有に属する別紙調書の土地を東郷村に無償贈与の議決を求む

理由

別紙調書の土地は本村部落有財産整理に依り東郷村に統一帰属すべき土地なり依て関係部落より無償贈与したるに付本案を提出する所以なり

※別紙調書 福瀬門有財産贈与調書抜粋

字	地番	地目	附帯条件
間溝	乙 542 番 1	原野	採草地として関係部落民に永久無償で採草を認め立木利用の場合収入高の百分の 97 を福瀬区の所得とし百分の 3 を村の所得とす而して本地は永久右条件とす

・平成 13 年 12 月 11 日 国土調査により乙 542 番 25 を譲渡目的で分筆している。